

## 『フリーランスの取引を適正化 働き方の多様化に対応』

フリーランスが事業者から受託した業務を安定的に従事できる環境整備と、取引の適正化を図るため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)」がこのほど公布された。法律の概要としては、(1)対象者の定義(2)特定受託事業者に係る取引の適正化(3)同就業環境の整備(4)違反した場合等の対応(5)国が行う相談対応等の取組等、となっている。



取引の適正化に向けては、○特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法の明示を義務付け○特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定○禁止事項として、特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく「受領を拒否」「報酬を減額」「返品」、著しく低い報酬を不当に定める等が挙げられている。就業環境の整備として、○募集情報の提供は正確かつ最新の内容を保つ○受託事業者からの育児介護等の申出に応じて必要な配慮をする○ハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制の整備○中途解除は30日前までに予告、等の義務項目を上げている。違反者には、公正取引委員会等の助言、指導、立入検査、公表、命令が入る。今後、国は必要な相談対応の整備を講じる。

## 『大学発ベンチャー実態等調査 企業数・増加数とも過去最高』

経済産業省は今般、令和4年度大学発ベンチャー実態調査の結果を取りまとめた。

令和4年10月末日現在における大学発ベンチャーは3,782社で、前年度から477社の増加。企業数、増加数ともに過去最高を記録した。(企業数は調査時点で把握された数で、前年度との差は必ずしも新規設立数ではない)本調査では、以下のうち1つ以上にあてはまるものを大学発ベンチャーと定義。○大学で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術・ビジネス手法を事業化する目的で設立された「研究開発ベンチャー」○創業者の持つ技術やノウハウを事業化するために、設立5年以内に大学と共同研究等を行った「共同研究ベンチャー」○既存事業を維持・発展させるため、設立5年以内に大学から技術移転等を受けた「技術移転ベンチャー」○現役の学生が関係する「学生ベンチャー」○大学からの出資がある等の「関連ベンチャー」

多くの大学がベンチャー創出に力を入れており、最も多い東京大学に次いで京都、慶應義塾、筑波、大阪の順に並ぶ。大学発ベンチャーの経営人材(CEO)の最終経歴は「大学・公的研究機関の教職員・研究者」が最多。また、大学発ベンチャーの従業員総数に占める博士号取得者の在籍割合は、一般企業研究職のそれに比べて高い。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)